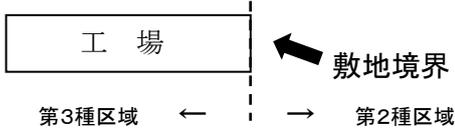
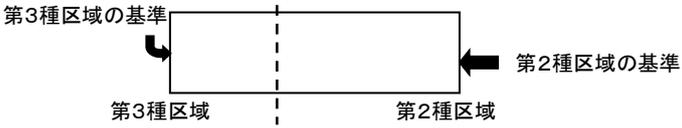
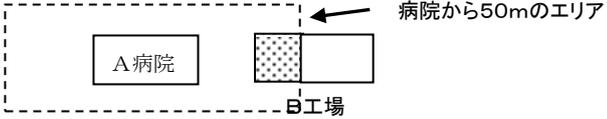


## 騒音・振動に係る特定施設 届出の事例（参考）

### 設置届

<p>一つの施設が、法律、県条例で規定される特定施設両方の要件に該当する場合、両方に届出が必要か？</p>	<p>法律優先の原則に従い、法律の届出のみ要する。</p>
<p>工場の敷地境界が騒音規制基準の区域境界と一致する場合、いずれの区域の規制基準が適用されるか？</p>	<p>工場が所在する第3種区域の規制基準が適用される。</p> 
<p>特定工場の敷地が2種類の規制区域にまたがる場合は(第2種区域と第3種区域)、規制基準はどのようにかかるか？</p>	<p>それぞれの地域の規制基準がかかる。</p> 
<p>学校、病院等の敷地周囲50mの区域内における基準は規制基準から5dB減じた値となっているが、どの範囲までか？</p>	<p>5dB減じた基準を適用するのは、工場敷地境界のうち病院からちょうど50mの区域内にある部分である。</p> 

<p>空調機に使用される圧縮機は特定施設に該当するか？</p>	<p>空調機は冷凍機の種類であるので、騒音規制法及び振動規制法の特定施設ではない。 条例の騒音に係る特定施設には該当するので、届出を要する。</p>
<p>発電用のディーゼルエンジン、ガソリンエンジンについては、非常用の施設であっても届出が必要か？</p>	<p>施設として設置するものであるため、届出を要する。</p>
<p>送風機を集塵機の原動力として使用する場合、特定施設に該当するか？</p>	<p>特定施設に該当する。送風機、圧縮機は汎用機械であり各種機械の原動力として使用されることが多い。</p>
<p>1台の空調機の中に原動機の定格出力が5.5kwの圧縮機が2台配置されている。特定施設に該当するか？</p>	<p>条例の騒音に係る特定施設に該当する。 この空調機は原動機が2台で1セットになっており、定格出力が11kwの圧縮機とみなす。</p>

## 変更届

### 騒音の特定施設

#### 届出不要の例

- ・機械プレスを当初 5 台設置していたが、1 台減って 4 台になった。
- ・機械プレスを当初 5 台設置していたが、さらに 5 台増設した。(2 倍以内)。※
- ・従来設置していた施設を更新した。(数の増加ではない)。
- ・従来設置していた施設を大型化した。(出力が増加したが、数の増加ではない) ※

#### 届出を要する例

- ・機械プレスを当初 5 台設置しさらに 5 台増設。その後もう 1 台追加で増設する。  
(当初の届出数の 2 倍を越える時点で届出が必要)
- ・当初機械プレスの設置を届けていたが、新たに空気圧縮機を設置する。

※ ただし、設置、増設あるいは更新される施設が振動の特定施設にも指定されている場合は、「騒音」の届出は不要でも「振動」の届出の必要な場合があります。

### 振動の特定施設

#### 届出不要の例

- ・機械プレスを当初 5 台設置していたが、1 台減って 4 台になった。
- ・従来設置していた施設と同じ出力の施設に更新した。(数は増加しない)

#### 届出を要する例

- ・機械プレスを当初 5 台設置していたが、1 台増設する。  
(2 倍以内届出不要・・・ではありませんので、注意してください)
- ・機械プレスを当初 5 台設置していたが、その内の 1 台を大型化する。  
(すでに届出た台数以内でも能力の増加を伴う為、届出要)